

建設業社会保険未加入問題

葵労務管理事務所 鍵谷 辰也

「建設業における社会保険未加入対策は、平成29年3月までに講じなければならない。」これは5年前政府が打ち出した政策であり、そのタイムリミットが近づいてまいりました。

この政策は、建設業において、雇用、医療、年金保険の法定福利費を適正に負担しない保険未加入企業が存在し、技能労働者の医療、年金等いざというときの公的保証が確保されず、このことが若年入職者減少の一因となっている他、関係法令を遵守して適正に法定福利費を負担する事業者ほど競争上不利になるという矛盾した状況を改善するものです。社会保険未加入問題への対策を進め、建設業の持続的な発展に必要な人材の確保を図るとともに、事業者間の公平で健全な競争環境を構築する必要性があるとして平成24年度から平成28年度の5年間、社会保険加入計画を策定し監督指導の強化を図ることとなり、その計画の最終年度になりました。

1. 社会保険の加入については次のとおりです。

(1) 雇用保険の適用

労働者を一人でも雇用する事業所で、1週間の所定労働時間数が20時間以上の労働者が有る場合には、適用となります（個人事業・法人事業を問いません）。

(2) 健康保険・厚生年金保険の適用

法人事業所は強制適用事業所となります。また、個人事業所では、常時5名以上労働者を雇用している事業所は、強制適用事業所となります。

2. 社会保険未加入事業所のとるべき対策

(1) 社会保険の適用を受け、常勤従業員は全員加入すること。

(2) 労働者と雇用契約を結ばず、自営業者（＝一人親方）としての請負関係にする。

※自営業者である要件として、①仕事の依頼に諾否の自由があること。②業務発注者の指揮監督に従わず、業務時間の制約がないこと。③報酬は、請負代金であること。④材料・用具は自らが用意する。等が自営業者の該当要件になります。

3. 対策がとれない場合に予想されること

(1) 企業・労働者ともに公共工事の立ち入りができなくなります。

(2) 協力会社も含め公共工事関係の受注・発注が事実上できなくなります。

(3) その他に予想されることとして、人材を確保することができず企業の高齢化が進み、やがて企業として衰退してしまいます。

○尚、当センターには、建設業者の「一人親方団体」がごございますので、加入手続きなどのご相談に応じさせていただきます。 参考資料：愛知県労働基準協会・案内より

介護業界の2つのトピックス

㈱葵経営コンサルタンツ 中島 和人

介護業界では、現在注目すべき2つのトピックスがあります。ひとつは大資本による既存介護事業の買収といったM&Aであり、もうひとつは事業者の公的保険外サービスへの取り組みに対する関心の高まりです。

M&Aについては、高齢者住宅の居室数で2011年当時、2位と5位であった「メッセージ」と「ワタミの介護」を傘下にし、2016年4月現在、その居室数、施設数ともに業界1位となった損保ジャパン日本興亜ホールディングス㈱の事例や、有料老人ホームやグループホームなど30棟以上の運営実績を持つ㈱生活科学ホールディングスを子会社化した㈱長谷工コーポレーションなどの事例は新聞をにぎわせました。過去では2014年にはゼンショーホールディングス（牛井のすき家を展開）が北海道を中心に高齢者住宅を展開する会社を買収しています。

大資本が事業買収を進めるメリットは、意思決定から迅速に参入が可能なことや、運営ノウハウの取得といった他に、日経ヘルスケアの記事によると、◇人事・経理などの間接部門の統合や情報システムの共通化、人材採用・教育研修の一本化、資材類の共同購買などのスケールメリットを追求できる。◇不動産会社からの良い案件情報が、大手の方が集まりやすい◇さらに地域集中戦略で地域に複数のホームを展開すればマーケティングや柔軟な職員配置といった観点で効率化が望める。◇自治体による開設抑制が続くなかで特定施設の指定は一種の既得権益でありそれを

習得するため。といった点をあげています。

また今後の動向については、「業界のトップ10社の売上高合計でも5%の占有率にとどまっており、今後上位企業による寡占化が徐々に進む」という専門家のコメントを載せており将来的には大手と零細事業所の2極分化が進展するかもしれません。

公的保険外サービスの取り組みについては、厚生労働省、経済産業省、農林水産省が連名で「地域包括ケアシステム構築に向けた公的介護保険外サービスの参考事例集」を策定しました。政府が地域包括ケアシステムの推進に取り組むなかで「自助」の充実に関して保険外サービスの拡充を期待していることの現れだと考えられます。

この事例集の中では、(1)取り組みの先駆性、(2)横展開の可能性、(3)地域連携、ネットワークの活用、(4)ビジネスの持続可能性、といった視点に特徴を持つ多様な事業主体のいくつもの事例が紹介されており、参考になる内容は少なくありません。

ただ保険外サービスに取り組む折には、保険でのサービス提供の規制が厳しくなったからといった発想だけでなく、「顧客にとっての価値」から発想し、自らの組織の強みや資産などを考えながら保険で提供できないサービスを考案し、利用者に提供していくといった発想が重要だと考えます。

参考：日経ヘルスケア 2016年8月号

人工知能は人間を超えるか？（2）

株式会社コスモシステム 佐藤 修

今号は、前号（2016年9月号）で取り上げたIBMの「ワトソン」やグーグルの「AlphaGo」に代表される、人工知能を支える技術についてご紹介します。

人工知能の研究には二つの立場があります。ひとつは、人間の知能そのものを持つ機械を作ろうとする立場、もうひとつは、人間が知能を使ってすることを機械にさせようとする立場です。実際の研究のほとんどは後者の立場にたっています。つまり人間のような機械をつくるわけではありません。

人工知能を支える技術には研究分野により様々なものがありますが、ここでは「機械学習」と「ディープラーニング」という、今年注目のキーワード（2016年5月号参照）についてご紹介します。

「機械学習」とは、データから反復的に学習し、そこにあるパターンを見つけ出す技術です。類似するものに「データマイニング」という技術があります。データマイニングはデータから未知のパターンや知識を見つけ出すものですが、機械学習は、既知のパターンや知識を再生成した上で自動的に他のデータに適用し、意思決定や行動に役立てるために使われるという点に違いがあります。オンラインショップが、あなたの興味のある商品商品をほとんど一瞬で提示してくれるのも、機械学習によって実現されたものです。

そして「ディープラーニング」は機械学習による会話・テキスト・画像の認識に画期的

な進歩をもたらした研究分野であり、機械が物事を理解するための学習方法です。ディープラーニングはニューラルネットワークの積み重ねでできています。ニューラルネットワークとは、人の神経を模したネットワーク構造のことです。複雑に絡み合う経路の中で、よく使うものは太くなるように作られています。つまり重要な繋がりと補助的な繋がりを理解できることがニューラルネットワークの最大の特徴と言えます。繋がりが重要であるか補助的であるかの学習方法は、人が教える知識として学ぶか、経験則から徐々に学ぶかのどちらかになります。人が教える場合は「教師あり学習」、経験則から学ぶ場合は「教師なし学習」と呼ばれます。

人工知能にとって必要なことは「教師なし学習」です。なぜかという、機械が処理できる情報量に対して、人間の処理できる情報量は遥かに少ないからです。がんを突き止めた「ワトソン」は2000万の論文から学習しましたし、囲碁ソフト「AlphaGo」は12層構成のニューラルネットワークを用いた3000万を超える棋譜によるトレーニングで、次の指し手を57%の確率で予測できるようになったとのこと。とても人が指示して処理できる情報量ではありません。

以上のような技術により今後、人工知能は更なる発展を遂げるでしょう。しかし、人工知能が出した答えを採用するかどうかの最終判断は、人がすべきではないでしょうか。

土壌汚染

弁護士 長谷川 留美子

小池東京都知事が誕生して以来、築地市場の移転予定地である、豊洲新市場の土壌汚染問題が大問題になっています。

土壌汚染に関する判例に、次のような最高裁判所判決がありました。

「売買契約の目的物である土地の土壌に、上記売買契約締結後に法令に基づく規制の対象となったふっ素が基準値を超えて含まれていたことは、（１）上記売買契約締結当時の取引観念上、ふっ素が土壌に含まれることに起因して人の健康に係る被害を生ずるおそれがあるとは認識されておらず、（２）上記売買契約の当事者間において、上記土地が備えるべき属性として、その土壌に、ふっ素が含まれていないことや、上記売買契約締結当時に有害性が認識されていたか否かにかかわらず、人の健康に係る被害を生ずるおそれのある一切の物質が含まれていないことが、特に予定されていたとみるべき事情もうかがわれないなど判示の事情の下においては、民法５７０条にいう瑕疵に当たらない。」

この裁判は、土地の売買契約締結後に規制の対象となったふっ素が、基準値を超えて土壌に含まれていたため、このことが民法５７０条にいう瑕疵に当たるとして、土地の買主が売主に対して損害賠償を求めたものの、それが認められなかったものです。

民法５７０条によると、売買の目的物に隠れた瑕疵があったときは、買主がこれを知らず、かつ、そのために契約をした目的を達す

ることができないときは、買主は、契約の解除をすることができ、契約の解除をすることができないときは、損害賠償の請求をすることができます。そこで、土地の土壌汚染があったとき、買主が売主に対して損害賠償請求をするためには、土壌汚染が「瑕疵」に当たると判断される必要があります。

上記の判例から推測すると、（１）売買契約締結当時、その物質が土壌に含まれることに起因して人の健康に係る被害を生ずるおそれがあると認識されていたとき、（２）売買契約の当事者間において、売買の目的土地の土壌にその物質が含まれていないことや、売買契約締結当時に有害性が認識されていたか否かにかかわらず人の健康に係る被害を生ずるおそれのある一切の物質が含まれていないことが、特に予定されていたときには、後からその物質が土壌に含まれていることが発覚した場合は瑕疵に当たり、買主は売主に損害賠償請求できそうです。

土地を購入する際には、その土地の使用履歴を調べたり、売買契約書において、土壌汚染についての条項を記載しておくなどの手当てが必要でしょう。

(随想)

「嗅覚」と「運」について

センター会長 杉浦 正康

東京都の中央卸売市場を築地から豊洲へ移転する問題からにわかに東京都政が注目されることになりました。そもそもは石原慎太郎氏が都知事の時代に決定した問題なのですが、小池氏が都知事選を戦っている中でいろいろな情報がもたらされたようで、豊洲については土壤汚染問題がまだ完全な決着をしていない状態だったのです。このままでは食の安心安全が確保されない状態であることが判明したのです。小池新都知事としては最初の重大案件として取り組まざるを得なくなりました。この過程で都政が全然機能していないことが暴露されてきました。

この問題自体も東京五輪へのアクセス案件として関係があるのですが、五輪問題の重要問題である予算についても当初予定を大幅に超える膨大な金額が東京都にかぶってくるといことでこれまた最重要課題として都政にのし掛かってきたのです。

それらの問題を抱えて小池都知事はまさに脚光を浴び、毎日のようにテレビに登場する結果になり、「時の人」という感じです。

ここで小池氏について振り返ってみますと最初はテレビキャスターをやっていたのを細川護熙氏が政治家の道に呼び込んだことから始まり、小沢一郎氏に心酔してその傘下に入り行動を一にしたり、その後小泉純一郎氏に鞍替えして自民党に入りとんとん拍子で防衛大臣を務める所まで行きました。そのため日和見な人間だとの評判もあったのですが、

とにかく陽のあたる場所へ陽の当たる場所へとたくみに身を処してきた人でそれなりに優秀な人であるということになります。

筆者はそれらの考えや行動を見た結果、この人はやはり非常に「嗅覚」が発達した人で本能的に陽の当たる場所を見出してそこへ吸いつく能力の持ち主であると評価してます。と同時に、巡ってきた「運」の前髪を確実につかんでそれに乗ることのできる「運が強い人」であると考えざるをえません。

世の中には「自分は運に恵まれない人間だ」と思い込んでいる人が大変多いように見受けられますが、ものの本には「運というのは誰に対しても平等にめぐってくるものだ」とのことです。問題はせっかく巡ってきた運を捕まえることなく見過ごしてしまうだけだということです。

小池氏を見てつくづく思うのは、まず第一に自分に有利なことを嗅ぎ出すことのできる嗅覚(勘)を持っていることそしてそこへ自分を近づける勇氣と才覚をもっていることが挙げられると思います。

第二には矢張り強運の持ち主であることでしょう。運だけはやはりそれをつかみ取ろうとする強烈な意欲がないと逃げられてしまうのではないのでしょうか？

それら双方を持ち続けることは楽なことではありません。しかし執念を持ちつづけて是非自分を幸運な人と思えるような人生を送りたいものです。継続は力なり！

康友会ゴルフ同好会

第260回 例会成績

平成28年9月13日(火)

緑ヶ丘カンツリークラブ

他参加者 橋本 浩宗、三輪 厚雄、山口 光治
足立 文夫、長谷川 弘憲、古田 益三
(順不同・敬称略)

順位	氏名
優 勝	杉浦 康晴
準優勝	荒井 栄児
3 位	日置 亨

<次回開催>

平成28年11月30日(水)

瑞陵ゴルフ倶楽部

11月、12月の税務・労務



11月の税務・労務

- 10日◇源泉所得税の納付
 - ◇住民税特別徴収額の納付
- 15日◇所得税予定納税額第2期分の減額承認申請
- 30日◇平成28年9月決算法人の確定申告、3月決算法人の中間申告、12月・3月・6月決算法人の消費税中間申告(400万円超)
 - ◇個人事業税第2期分の納付
 - ◇平成28年9月決算法人の事業所税申告及び納付
 - ◇所得税予定納税額(第2期分)の納付
 - ◇個人事業者の消費税・地方消費税の中間申告及び納付(400万円超)
 - ◇特別農業所得者の予定納税額(第1期分)の納付

12月の税務・労務

- 12日◇源泉所得税の納付
 - ◇住民税特別徴収額の納付(納期の特例を受けている者を含む)
- 28日◇官庁御用納め
 - (保険料控除申告書及び配偶者特別控除申告書等の提出・・・今年最後の給与等の支払を受ける日の前日まで)
 - ◇健康保険・厚生年金保険被保険者賞与等支払届(期限=支払後5日以内)
- 1月4日◇平成28年10月決算法人の確定申告、4月決算法人の中間申告、1月・4月・7月・決算法人の消費税中間申告(400万円超)
 - ◇固定資産税及び都市計画税第3期分の納付



ご案内

●康友会からのお知らせ

【無料法律相談日(予約制)】

平成28年 11月 16日 (水)
 平成28年 12月 15日 (木)
 平成29年 1月 16日 (月)
 弁護士 長谷川 留美子

●センターからのお知らせ

【無料よろず相談日(予約制)】

平成28年 11月 16日 (水)

☆センター不在のお知らせ☆

11月11日(金)は葵総合経営センター慰安旅行のため不在です。みなさまにはご不便をお掛けいたしますが、ご了承くださいませ。

今回は大河ドラマ真田丸にちなみ長野方面に参ります。屋外散策が多いので晴れるといいのですが。



☆表紙の写真募集☆



葵総合経営センターではセンターだよりの表紙に掲載する作品を募集しています。

撮影された写真はもとより、陶芸や生け花、絵画など様々な作品を募集しております。(こちらから撮影に伺うことも可能です。)

自薦他薦は問いません。ご応募はお気軽に担当者、右記の電話番号へご連絡ください。

◎休日のお知らせ

11 月

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30			

12 月

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

★税務・労務・経営・法律に関することなら
 専門家が何でもご相談に応じます。

● 税務相談

税 理 士 杉浦 康晴
 税 理 士 杉浦 正康
 税 理 士 古田 益三

● 労務相談

特定社会保険労務士 杉浦 玲子
 特定社会保険労務士 都築 玲香
 社会保険労務士 松原 里美

● 法人関係手続相談

行 政 書 士 加藤 紀男

● ライフプランの相談

ファイナンシャルプランナー(CFP) 二村 晃司

● 医療・介護経営相談

医療経営コンサルタント 中島 和人

● 相続相談

相続診断士 横尾 泰幸

● 法律相談

弁 護 士 長谷川 留美子

上記についてのお申し込みお問い合わせは
 葵総合経営センター TEL (052) 331-1740 総務まで



葵総合経営センター・康友会ニュース

『広報委員会』

早川 毅 石川雅恵 中島和人 加藤紀男
 都築玲香 関井千里 田中裕佳梨 松谷麻美

今年は秋の訪れが昨年よりも早いような気がします。行楽の秋なので色々な所へ出掛けて、思う存分楽しみたいと思っています。

行楽の楽しみと言えば、もちろん美味しいものを食べること！好き嫌いが全くないので何でも美味しく食べることができるのが私の長所です(笑)。皆様も秋を満喫して日頃の疲れを癒して下さいませ。

都築 玲香